

平成25年6月20日
日本年金機構

外国人に係る住民基本台帳制度の改正への対応

I アルファベット氏名の管理

- 機構においては、外国人の氏名はカナで管理している。外国人の本来の氏名はカナ以外であるが、記録管理システムの入力方法（カナ氏名の入力が必要、文字数の制限など）によりカナ以外での管理が難しい。今般、外国人が住民基本台帳に登録され、アルファベットで管理されることに伴ない、市町村との情報交換においてアルファベット使用が必要となることなどから機構においても外国人氏名について、カナ氏名とともに（パスポートに表示されている）アルファベットによる管理を進める。

[取組の経緯]

- 平成24年7月から「住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）」の改正に伴ない、国民年金について、資格取得届等の提出時に市町村からアルファベット氏名を提出いただき、「外国人登録情報検索システム」に情報を蓄積している。

※当該システムは、エクセル形式でのデータベース

- 平成25年7月からは、外国人のアルファベット氏名、住所等の管理が住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）で、行われることになる。そのため、機構では外国人についても日本人と同様に住基ネットを活用した情報の把握を適正に行うため、国民年金以外についても、現行のカナ氏名に加え、アルファベット氏名等を管理することとする。

○ このため、「外国人登録情報検索システム」にあるデータを平成25年7月稼働予定の「外国人氏名管理システム」に移行させ、まず国民年金について現在蓄積している情報を基に住基ネットと突合し、住民票コードの収録を行う。

※記録管理システムでは、アルファベット対応が難しいため、当該システムは記録管理システムとは別のサーバで構築し、連携させるものとなる。

○ 以後、市区町村、事業主の協力を得て、資格取得届等の提出の際に、住民票、在留カードに記載のアルファベット氏名をあわせて提供いただき、機構において住基ネットと突合することにより、住民票コードの収録を進める。

(参考) 外国人住民に関する取扱い

○ 平成24年7月から、「住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）」により、外国人住民についても住民票が作成され、氏名は原則、アルファベットで管理することになった。なお、漢字氏名を有する外国人については、漢字氏名、通称名の併記による管理が認められている。

○ 平成25年7月から、住基ネットで外国人のアルファベット氏名、住所等の管理を行うことになっている。

Ⅱ 具体的な対応

1 アルファベット氏名による管理の推進

① 平成24年7月～

平成24年7月から市区町村は住民基本台帳で外国人住民を登録管理することとなったが、その時の氏名はアルファベット（パスポート等に表記されたアルファベット氏名と同じ）になっている。

市区町村から提出される国民年金の被保険者資格取得届等には、平成24年7月から、アルファベット氏名が記載

されることとなり、第1号被保険者については、機構でも平成24年7月からデータベースを構築し、アルファベット氏名、生年月日（西暦）、性別、国籍の管理を行っている。

平成25年3月末現在の外国人第1号被保険者の収録者数は66,632人、収録率は20.8%となっている。

アルファベット氏名の収録率（平成25年3月末現在）

（単位：人）

	対象者数	収録者数	収録率
外国人第1号被保険者	320,249	66,632	20.8%

※2号被保険者、3号被保険者については、事業主から外国人の有無などを必ず報告することとしていないため把握していない。

② 平成25年7月～

平成25年7月から「外国人氏名管理システム」が稼働することから、事業主に対しても、厚生年金保険の資格取得届等を提出する際に、併せて「アルファベット氏名登録申出書」の提出（任意）を求め、アルファベット氏名、生年月日（西暦）、性別、国籍等を管理することとする。

事業主に対しては、5月に機構HPに協力依頼を掲載し、6月の納入告知書に協力依頼の文書を同封し発送。

※ この申出書の提出の際には、在留カードのコピーまたは住民票の写し（コピー）の添付を求めることとしている。

※ 現在は、資格取得届に国籍の記入欄が無い場合、別途の届出としているが、今後の収録率等を踏まえ別途検討する。

③ 漢字氏名または通称名の記載がある者の取扱い

アルファベット氏名登録申出書に「漢字氏名」「通称名」の記載がある場合は、アルファベット氏名に加えて漢字氏名・通称名も管理する。

※ 第1号被保険者には、通称名の記載欄が届出用紙にある。

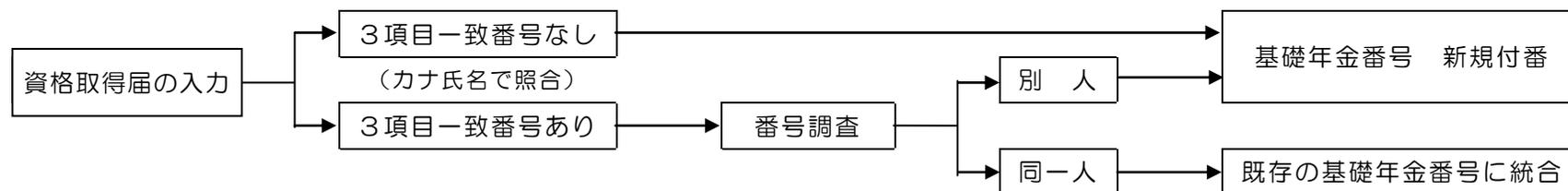
2 外国人氏名管理システムによる重複付番の防止（平成25年7月から）

外国人氏名をカナで管理する場合、市町村及び事業主がカナを振るケースや機構が振るケースが考えられるが、カナの振り方にぶれがある場合、別人として取扱われ重複して付番する恐れがある。今後、アルファベット氏名を活用しこのような重複付番を防止する取り組みを進める。

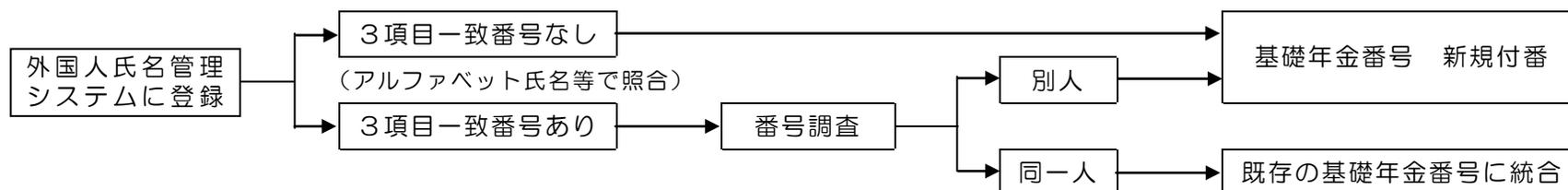
具体的には、市区町村から資格取得届等の提出、事業主から申出書の提出が行われ、「外国人氏名管理システム」にアルファベット氏名を登録する際、既に当該システムに登録されているアルファベット氏名（漢字氏名・通称名）、生年月日及び性別との突合を行い、重複付番の疑いがある場合は対象者をシステムの画面上に表示し、調査を行う。該当する者に対して文書照会を行い、別人か同一人かの判定を行う。同一人の場合は、既付番の基礎年金番号により処理を行う。

（重複付番防止の流れ）

○ 現行（カナ氏名）の確認



○ アルファベット氏名の管理後の確認（上記のカナ氏名の確認に加えて実施）



※現行の「カナ氏名＋生年月日＋性別」に加え、「アルファベット氏名＋生年月日＋性別」「漢字氏名＋生年月日＋性別」「通称名＋生年月日＋性別」による確認を行う。

3 アルファベット氏名による住民票コードの収録（平成25年7月から）

個人番号制度の導入を見据え、外国人氏名管理システムへ登録されたアルファベット氏名を含む4情報（アルファベット氏名、生年月日、性別、住所）を住基ネットと突合を行い、外国人について住民票コード収録を促進する。

機構HP「大切なお知らせ」掲載（5月28日掲載済み）

外国人を雇用されている事業主の方へ（お願い）

住民基本台帳法が改正され、平成24年7月から、外国人の住民についても住民票が作成され、氏名は原則としてアルファベットで表現されることになりました。

日本年金機構においても、外国人被保険者の年金記録を正確に記録するため、平成25年7月から、外国人被保険者の氏名は、これまでのカナ氏名に加えて、アルファベット氏名を収録することとしております。

つきましては、外国人の従業員や被扶養配偶者の方の「被保険者資格取得届」「氏名変更届」「住所変更届」等を提出する際は、「アルファベット氏名登録（変更）申出書」により、アルファベット氏名を登録いただくようご協力をお願いいたします。

また、平成25年6月の納入告知書に「お知らせ」を同封してお送りしますので、ご確認ください。

○申出書（Excel形式）については、別途「申請・届出様式」に掲載する予定です。

日本年金機構からのお知らせ

□「賞与支払届」提出のお願い

被保険者に賞与を支払ったときは、「賞与支払届」と「賞与支払届総括表」を支給日から5日以内に提出してください。この届出により、保険料や将来受け取る年金額等の計算の基礎となる「標準賞与額」を決定します。

※事前登録している賞与支払予定月に支払いがないときは、「賞与支払届総括表」のみ提出が必要となります。

（「賞与支払届総括表」の④支給・不支給欄の「不支給 1」に○を付けて提出してください）

《届出にあたっての注意点》

- ・届出用紙は、事前登録している賞与支払予定月の前月に送付します。賞与支払予定月の登録がない場合は送付されませんので、日本年金機構ホームページの「申請・届出様式」からダウンロードするか、年金事務所からお取り寄せください。
今後、「賞与支払届」等の送付をご希望の場合は、「健康保険・厚生年金保険事業所関係変更（訂正）届（処理票）」を提出してください。
- ・「賞与支払届」の⑤賞与額（合計）欄には、実際に支払った賞与額の1,000円未満を切り捨てた額を記入してください。
- ・「標準賞与額」の上限額は、健康保険は年度（4月1日から翌年3月31日までの期間）の累計が540万円まで、厚生年金保険は1か月あたり150万円までとなります。
- ・年4回以上賞与を支払う場合は、「標準報酬月額」（算定基礎届）に算入することになりますので、賞与支払届等は提出しないでください。

□外国人被保険者のアルファベット氏名登録のお願い

日本年金機構では、外国人被保険者の年金記録を正確に記録するための取組みとして、平成25年7月から、外国人被保険者のアルファベット氏名を管理することとしました。

外国人の従業員や被扶養配偶者の方の「被保険者資格取得届」「氏名変更届」等を提出する際は、「アルファベット氏名登録（変更）申出書」も一緒に提出いただくようご協力をお願いします。

（届出用紙は、日本年金機構ホームページ「申請・届出様式」からダウンロードできます）

《届出にあたっての注意点》

- ・申出書の提出の際には、在留カードのコピーまたは住民票の写し（コピー可）を添付してください。
※申出書および添付書類は、紙媒体での提出となります。
- ・「資格取得届」等の「氏名欄」には、これまでと同様にフリガナを記入してください。

【フロッピーディスク（FD）の受付を終了します】

FDでの健康保険・厚生年金保険適用関係の手続きは、平成26年9月（予定）をもって受付を終了しますので、CDやDVDを利用した届出に順次変更をお願いします。